

太田税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

- 会場 太田税務署 別館2階会議室
- 日時 令和4年2月16日(水)～3月15日(火)(土・日・祝日を除く)
※還付申告の申告相談は2月15日(火)以前でも受け付けております。
- 相談受付 8:30～16:00
- 相談開始 9:00～
※16:00前であっても、相談受付を終了する場合があります。

確定申告会場の入場には、
当日配付または国税庁LINE公式アカウントから
事前に取得した入場整理券が必要です。

国税庁LINE
公式アカウント



◇日曜申告相談

水戸税務署、日立税務署と合同で、下記のとおり申告相談等を行います。

- 会場 中央ビル4階(水戸市泉町2-3-2)
- 日時 令和4年2月20日(日)、2月27日(日)
- 相談受付 8:30～16:00
- 相談開始 9:00～

※この2日間は太田税務署での業務は行っておりませんのでご注意ください。

★確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるスマホ申告・e-Taxが便利です★

☞スマホ申告の手順は次ページをご覧ください☞

問 太田税務署 個人課税第一部門 ☎0294-72-2171

自分のペースでできて、還付も早い！スマホ確定申告説明会を開催します

スマホ申告・e-Tax(パソコン申告)では、混雑する税務署や市役所の申告会場に出向かなくても申告することができます。さらに、所得税還付申告の場合、還付金の受け取りが、申告後3～4週間で可能です。ぜひ、この機会にご参加ください。

- 日時 令和4年1月25日(火)10:00～12:00、13:00～15:00(随時案内)
※所要時間は約30分を予定しています(待ち時間除く)。
- 場所 常陸大宮市役所(本庁)2階 203会議室
- 持ち物
 - ・スマートフォン
 - ・マイナンバーカード
※マイナンバーカードのない方は本人確認書類(免許証など)をお持ちください。
 - ・確定申告に使用する書類
例：源泉徴収票、生命保険料控除証明書、医療費控除の明細書、
寄附金受領証明書(ワンストップ特例申請済の方も必要です)など
※医療費控除をお受けになる方は、事前に「医療費控除の明細書」をご作成ください。

問 太田税務署 個人課税第一部門 ☎0294-72-2171